

広島県告示三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下石八重線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
	山県郡北広島町有間字甲掛五四三番一地从先から 山県郡北広島町有間字岡崎九二二番一地从先まで		七・一〇〇 一	四二四・三〇		
		三・〇〇〇 三	五・〇〇〇			